

○国土交通省告示第千三百七十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和二年十一月十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道42号改築工事（すさみ串本道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 和歌山県東牟婁郡串本町高富字諸瀧、字諸ノ木、字眞谷及び字地藏谷、有田字大山口及び字院駄羅、有田上字尾鼻及び字西ノ前、田並上字和田前及び字山崎、田並字田ノ添、字下モ野瀬、字中ノ谷及び字廣田、江田字鍋屋平見、字庄司前、字西畑、字加利畑及び字宮田、田子字栗ノ木谷、字瀬江濱、字瀬江駈折、字内ノ平ラ、字大追平、字江崎及び字元峯ノ平見並びに和深字下小田子、字仙助平見、字中小田子、字マテ市、字赤瀬平見、字二ノ本、字鶴子平見、字九ノ平見、字横畑平、字安指本川筋、字熊谷川、字向ノ平見、字井戸ノ川、字雨嶋平見及び字雨嶋川地内

和歌山県西牟婁郡すさみ町里野字梅谷、字小川地、字西地中、字西地上ミ、字石打越、字大橋窓、字平見下モ、字平見上、字向エ田及び字美濃々見並びに江住字石行及び字丸嶋地内

2 使用の部分 和歌山県東牟婁郡串本町高富字諸瀧、字諸ノ木、字眞谷及び字地藏谷、有田字大山口及び字院駄羅、有田上字尾鼻及び字西ノ前、田並上字和田前及び字山崎、田並字田ノ添、字下モ野瀬、字中ノ谷及び字廣田、江田字鍋屋平見、字庄司前、字西畑、字加利畑及び字宮田、田子字栗ノ木谷、字瀬江濱、字瀬江駈折、字内ノ平ラ、字大追平、字江崎及び字元峯ノ平見並びに和深字下小田子、字仙助平見、字中小田子、字マテ市、字赤瀬平見、字二ノ本、字鶴子平見、字九ノ平見、字横畑平、字安指本川筋、字熊谷川、字向ノ平見、字井戸ノ川、字雨嶋平見及び字雨嶋川地内

和歌山県西牟婁郡すさみ町里野字梅谷、字小川地、字西地中、字西地上ミ、字石打越、字大橋窓、字平見下モ、字平見上、字向エ田及び字美濃々見並びに江住字石行及び字丸嶋地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道42号改築工事（すさみ串本道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川字野嶌坂ノ谷地内の串本インターチェンジ（仮称）から和歌山県西牟婁郡すさみ町江住字丸嶋地内のすさみ南インターチェンジまでの延長19.2kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道42号改築工事（すさみ串本道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う仮橋の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道42号（以下「本路線」という。）は、静岡県浜松市を起点とし、和歌山県和歌山市に至る延長約521kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する串本町は、水産業が盛んな地域であり、水揚げされたかつお等の水産物は、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）等を利用して関西方面など県内外へ出荷されている。また、同町は「吉野熊野国立公園」や世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に登録されている熊野参詣道といった観光資源を有することなどから、今後も観光客の増加が見込まれる地域であり、本路線は、当該地域の観光周遊ルートとしても利用されている。

しかしながら、現道は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない箇所が複数存在するほか、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況に

ある。

本件事業の完成により、既に供用済みである近畿自動車道紀勢線と連絡することで、近畿圏における広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間に線形等の良好な道路が整備され、自然災害発生時などにおける現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和2年4月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、振動等については法令により定められた基準等を満足するとされており、建設機械の稼働に係る騒音等については法令により定められた基準等を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行にあたり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるイヌワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ等、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているカワコザラガイ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているツマグロキチョウ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているイノウエヤマトガイ等、準絶滅危惧として掲載されているアカハライモリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているヤワラハチジョウシダ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオオタニワタリ等、準絶滅危惧として掲載されているウラギク、ハマサジ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、ウラギク及びハマサジについては、生育環境に影響が生じる可能性があることから、工事業者への生育地の周知等の保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が3

か所存在するが、起業者は、今後、和歌山県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、各インターチェンジ間において社会的、技術的及び経済的な観点から検討が行われている。串本インターチェンジ（仮称）から和深インターチェンジ（仮称）までの区間においては、申請案である海側ルート案及び山側ルート案の2案による検討が行われており、両案を比較すると、申請案は、取得必要面積及び移転対象物件数が少ないこと、トンネル及び橋梁の総延長が短いことなどから施工性に優れていると判断されること、加えて、事業費が低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。和深インターチェンジ（仮称）からすさみ南インターチェンジまでの区間においては、申請案である海側ルート案及び山側ルート案の2案による検討が行われており、両案を比較すると、申請案は、取得必要面積及び移転対象物件数が少ないこと、トンネル及び橋梁の総延長が短いことなどから施工性に優れていると判断されること、加えて、事業費が低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事及び関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、近畿圏における広域的な高速交通ネットワークの形成により物流の効率化等を図るとともに、現道は線形不良区間が存在するほか、自然災害による通行止めが行われており、本件事業によりその機能を補完・代替し安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必

要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる高速自動車道紀南延長促進協議会等より、地域活性化及び大規模災害への備えとしての観点などから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 和歌山県東牟婁郡串本町役場及び和歌山県西牟婁郡すさみ町役場

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

和歌山県東牟婁郡串本町田並上字和田前及び字山崎、田並字田ノ添、字下モ野湊、字中ノ谷及び字廣田、江田字鍋屋平見、字庄司前、字西畑、字加利畑及び字宮田、田子字栗ノ木谷、字瀬江濱、字瀬江駈折、字内ノ平ラ、字大追平、字江崎及び字元峯ノ平見並びに和深字下小田子、字仙助平見、字中小田子、字マテ市、字赤瀬平見、字二ノ本、字鶴子平見、字九ノ平見、字横畑平及び字安指本川筋